

お子様出生時（夫婦共同扶養）の取扱いについて

夫婦両者が共働きで子どもを扶養する場合には、子どもの人数にかかわらず原則として収入が多い方の扶養とします。

●配偶者が出産された場合の収入確認書類について

ケース 1：被保険者の収入が配偶者の出産前の収入より多い又は同等の場合

原則、産前産後休業直前の 3 か月分の「給与明細書」の写しの提出をお願いします。
配偶者名、会社名(店舗名のみ等は不可)、総支給額(交通費等手当含む)が明記されているもの

※産前産後休業直前の給与明細がフルタイムでない場合、フルタイム時のものが 2 か月以上含まれるように遡ってご提出ください。収入比較はフルタイム時の平均額で行います。

※同等とは、夫婦双方の収入の差額が多い方の 1 割以内を示します。
同等の場合でも、場合により、産前産後休業証明書又は育児休業証明書の写しをお願いすることがございます。予めご了承ください。

ケース 2：被保険者の収入が配偶者の出産前の収入より少ない場合

産前産後休業や育児休業取得により配偶者の今後の収入が被保険者の収入を下回る見込みの場合
産前産後休業証明書、又は育児休業証明書の写しのご提出ください。

※ケース 1 の「給与明細書」の写しの提出では、認定することはできません。

※育児休業等復帰後、配偶者様の収入が被保険者の収入を上回る場合は、速やかに配偶者様へのお子様の扶養異動を行っていただきますようお願いいたします。

※当健保組合では、健康保険法施行規則第 50 条および厚生労働省の指導に基づき、皆様の大切な保険料を公正に運用するため、年に 1 度、共同扶養の資格調査（検認）を行っております。
産前産後休業中の出産手当金や育児休業給付金は非課税所得ですが、共同扶養の収入比較時の収入に含めることとなっています。

調査時に収入逆転が判明した場合遡って扶養削除をお願いすることとなります。ご注意ください。
収入逆転した場合、速やかに扶養削除の手続きをお願いします。